

要請書 東京高等検察庁御中

破綻した有罪主張を取り下げ、ゴビンダさんの 刑の執行をすみやかに停止して下さい。

2012年5月31日 無実のゴビンダさんを支える会

ご承知の通り、さる5月23日、東京高等裁判所第4刑事部は、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんの再審請求審を結審させ、おって再審開始の可否を決定するむね明らかにしました。

この請求審では、未知の人物Xが事件現場で被害者と交渉をもったことを示す、体液、唾液等が次々と被害者の遺体や周辺から発見されました。これは、ゴビンダさん以外の人物が被害者とともに事件現場に立ち入った可能性は到底考えられない、とした確定審の認定を完璧に覆したものであり、単一でも刑事訴訟法第435条第6項の無罪を言い渡すべき新規明白な証拠と言うべきものです。ましてや一審無罪に導いた旧証拠と併せて考えれば、もはや確定審の有罪判決は維持し得ない、ということは市民レベルまで浸透した常識になっています。そのことは、新聞テレビ等の報道でも裏付けられている事実です。

こうした「新証拠」の中には、実は新証拠でもなんでもない、たんに検察が隠していたために新発見されたかの如く言われているにすぎない物もあります。例えば被害者の体表に付着していた唾液の血液型がO型であることなど、ゴビンダさんの無実を示す証拠です。この証拠は、ゴビンダさんが強盗殺人で逮捕すらされていない1997年4月にすでに警察・検察の手にあったものです。こうした卑劣な証拠隠しをしたまま彼を起訴した検察は、いまあらためて猛省し、自ら率先して過ちを修復するための努力に傾注すべきです。

ところが検察は、この期に及んでも破綻した有罪主張に固執し、再審に反対の姿勢をくずしていません。これは真実に対して謙虚であるべき公益の代表者の名に恥じることです。

しかし一方「Xの犯人性は低い」という検察の主張に関しては、私たちは歓迎いたします。何故なら、ゴビンダさんの犯人性がXのそれよりもはるかに低いことは自明だからであり、Xですら犯人と特定できないのだから、ゴビンダさんはさらに明白に無実だということだからです。再審開始に反対するという検察の主張は、こうした自己矛盾であり、完全に破綻しています。

厚労省村木さん事件における証拠改ざん、布川事件における証拠隠しの発覚など検察の権威は今や地に墜ちています。にもかかわらず、相も変わらず福井女子中学生殺害事件、東住吉事件などの再審開始決定に対し、ルーチンのごとく異議申し立てや即時抗告を繰り返す姿を見ると、ますます市民の感情は検察に対して厳しいものとなっています。

ゴビンダさん再審事件も又、検察の試金石です。足利事件、菅家利和さんの時と同様、潔く有罪主張を取り下げ、刑訴法442条但し書きにもとづく刑の執行停止を行うことのみが、「検察再生」の第一歩です。ゴビンダさんの身柄の釈放を強く要請します。

無実のゴビンダさんを支える会 <http://www.jca.apc.org/govinda/>

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付
事務局TEL: 080-6550-4669 e-mail: govinda@jca.apc.org